

平成28年度

環境保全型農業直接支援対策事業補助金

評価表 NO.

28

所管部課名	農政課	担当者	鶴屋					
事務事業名	農業環境保全事業費							
根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律							
補助経過年数	6 年以上 10 年以下							
平成28年度 予算額	1,092 千円	国県支出金 819 千円	一般財源 273 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請者数 (人/年)		10	33				
成果指標②	対象面積 (ha)		16	33				
補助対象者	農業者の組織する団体等							
補助対象経費	自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動経費							
補助対象事業・活動の内容	化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む生産者に対して、面積に応じて補助金を交付する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	8 千円/10 a 以内 (国: 1/2、県: 1/4、市: 1/4)							
上記項目の積算方法	国の実施要綱に基づく							
補助を受ける事業(団体)等の 経過3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	173,600	100.0%	240,800	100.0%	798,960	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	173,600	100.0%	240,800	100.0%	798,960	100.0%
	支出	事業費	173,600	100.0%	240,800	100.0%	798,960	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	173,600	100.0%	240,800	100.0%	798,960	100.0%
	支出計/前年度支出計				138.7%		331.8%	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		4		5		1団体(8名)	
	成果指標の推移①		4		5		8	
	成果指標の推移②		4		6		11	
特記すべき事項等	旧農地・水・環境保全向上営農活動支援事業補助金 【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」自主的な取組により、継続されることを望む。 【前回評価への回答】国の実施要綱、要領に基づき、今後も継続して実施する。 【事業のPR方法】広報紙での募集や対象農家に対して、説明会を実施 【その他】平成27年度より「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。それに伴い対象者が「農業者」より「農業者の組織する団体等」に変更し、原則として、団体での取組となった。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自然環境の保全に資する農業を推進することで、本市の農村環境の保全が図れる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	平成27年度より、法制化された制度に基づき実施している取組である。 また、環境保全型農業の取組は、普通栽培と比較して、生産量が不安定で、管理作業に労力を費やすことへの救済処置と考えられる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地球温暖化防止や自然環境の保全を行うことができる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国の実施要綱に基づき、補助率を設定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	自主的に取り組まれている生産者（団体）に対する補助であり、補助の有無に関わらず継続され则认为られる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	事業対象外の作物についても、同様の取組をしている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	国が策定した事業で、類似する支援事業はない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	国の実施要綱に基づき、補助対象経費を明確にしている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 平成27年度より、法制化（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）された補助事業であり、制度を活用する組織があるため。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 国の事業要綱・要領に基づき事業を実施する。		〈まとめ〉

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱

平成23年4月1日22生産第10953号
平成23年9月1日23生産第4223号
平成24年4月6日23生産第6221号
平成25年5月16日25生産第271号
平成26年4月1日25生産第3417号
平成27年4月2日26生産第3315号
平成28年4月1日27生産第2765号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

- 1 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要がある。

このため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業（法第3条第3項第3号の事業をいう。）を実施する農業者団体等（同項柱書きの「農業者団体等」をいう。以下同じ。）に対する支援を行うため、環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

- 2 交付金による取組については、法、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付金の交付

交付金は、別紙に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件」（平成27年4月2日農林水産省告示第755号）に定める「農業に関する技術」を用いるものをいう。）を導入した農業生産活動（以下「農業生産活動」という。）の実施を推進する農業者団体等に対し、都道府県及び市町村を通じて交付する。

第3 実施期間

実施期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第4 取組推進の基本的考え方

- 1 農業生産活動の実施の推進は、地球環境のみならず、地域環境の保全・向上に資する取組であることから、その推進に当たり交付金による取組の効果が十分に発揮されるよう、国、地方公共団体等は適切な役割分担の下、密接な連携を図りつつ一体となって取組を推進するものとする。
- 2 交付金による取組については、持続的な農業生産を支える取組の一環として実施することから、国、地方公共団体等は、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上が図られるよう取組を推進するものとする。

第5 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 3 市町村は、交付金による取組が円滑に実施されるよう、交付対象者から申請された事業計画（別紙の第2の1の（1）に定める事業計画をいう。）を認定するとともに、交付対象者に対し、交付金の交付及び活動の実施状況の確認等を行う。

第6 国による助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農業生産活動の実施を推進する農業者団体等が交付金による取組を実施するために必要な経費について、都道府県に助成するものとする。

第7 委任

交付金による取組の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、旧要綱は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成22年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。ただし、この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業のうち、平成25年度に交付申請がなされる「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」及び「有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）」の交付単価については、この要綱の別紙1の第1の3の（2）の取組の交付単価を適用するものとする。
- 3 なお、平成25年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支援対策実施要綱に基づき平成26年度に事業を実施した者について、当該要綱第2の1の取組を現に実施している場合にあつては、事業を継続して実施できるものとし、この場合、改正前の環境保全型農業直接支援対策実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号）第1の5の（1）に定める「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」を、この要綱別紙1の第2の（2）に定める「営農活動計画書」とみなすものとする。なお、この場合の農業生産活動の要件は従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、改正後のこの要綱及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号）に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

(別紙)

環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の実施

1 対象者

生産局長が別に定める農業者団体等とする。

2 事業要件

農業者団体等は、毎年度、生産局長が別に定めるところにより、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動を実施するものとする。

3 対象農地

交付金の交付の算定の対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内に存する農地
- (2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。以下同じ。）内に存する農地

4 農業生産活動

2の農業生産活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下に掲げる取組であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- (2) 5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
- (3) 有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組
- (4) その他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）

5 交付単価

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する交付金に関し、4の(1)から(4)までに掲げる農業生産活動に係る国の交付金の10アール当たりの交付単価は、次に掲げる表中の①に掲げる額とし、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

また、地方公共団体が交付する交付金については、都道府県及び市町村がそれぞれ費用の一部を負担しなければならないものとする。

なお、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

農業生産活動	①国の交付金の10 アール当たりの 交付単価	②国の交付金と一 体的に地方公共 団体が交付する 交付金を加えた 交付金の10アール 当たりの単価
5割低減の取組とカバークロップ (緑肥の作付け)を組み合わせた 取組	4,000円	8,000円
5割低減の取組と炭素貯留効果の 高い堆肥の水質保全に資する施用 を組み合わせた取組	2,200円	4,400円
有機農業の取組	4,000円 (生産局長が別に 定める作物につい ては1,500円)	8,000円 (生産局長が別に 定める作物につい ては3,000円)
地域特認取組	生産局長が別に定 める単価	生産局長が別に定 める単価

第2 事業の実施手続等

1 活動の実施等

農業者団体等が行う活動の実施手続等に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 事業計画

農業者団体等は、活動内容に関して、次に掲げる事項を定めた原則として5年間を実施期間とする事業計画を作成するものとする。

ア 事業の目標

イ 事業の内容

ウ 事業の実施期間

エ 農業者団体等の構成員に係る事項

(2) 営農活動計画書

農業者団体等は、(1)に定める事業計画について、次に掲げる事項を定めた営農活動計画書を作成するものとする。

ア 組織の名称及び所在地

- イ 活動期間
- ウ 農業生産活動の実施区域及び位置図
- エ 農業生産活動の内容及び実施時期
- オ 農業生産活動の実施を推進する活動の内容
- カ 交付金額
- キ その他必要な事項

(3) 事業計画の認定

- ア 農業者団体等の代表者は、交付金による取組を行おうとするときは、(1)に定める事業計画に(2)に定める営農活動計画書を添え、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出するものとする。
- イ 市町村長は、アにより提出のあった事業計画を審査の上、当該農業者団体等に交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を農業者団体等の代表者に通知するものとする。
- ウ 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

(4) 事業計画の変更

農業者団体等の代表者は、(3)により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、(3)の手続きに準じて市町村長の認定を受けるものとし、その他の軽微な事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。

- ア 事業の目標の変更
- イ 事業の種類の変更
- ウ 事業の実施期間の変更
- エ 事業の実施区域の変更
- オ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更
- カ 農業生産活動の実施面積の増加又は年当たり交付金額の上限の増加

(5) 活動の実施

農業者団体等は、事業計画を実施する際には、交付金の適正な執行及び会計経理を行いつつ、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

2 実施状況の報告

農業者団体等の代表者は、毎年度、第1の4に掲げる農業生産活動及び第1の2の農業生産活動の実施を推進する活動に関する実施状況について、生産局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

3 実施状況の確認

市町村長は、2により報告のあった実施状況について、生産局長が別に定めるところにより確認するものとする。

4 事業の実績等の報告

- (1) 農業者団体等の代表者は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を市町村長に報告するものとする。
- (2) 市町村長は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、(1)の報告を取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。

- (3) 都道府県知事は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、(2)の報告を取りまとめの上、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

5 交付金の返還

市町村長は、交付金の交付を受けた農業者団体等が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、生産局長が別に定める基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

環境保全型農業直接支払交付金実施要領

平成23年4月1日22生産第10954号
平成23年4月28日23生産第800号
平成23年9月1日23生産第4304号
平成24年4月6日23生産第6222号
平成25年5月16日25生産第273号
平成26年4月1日25生産第3418号
平成27年4月2日26生産第3317号
平成28年4月1日27生産第2766号
農 林 水 産 省 生 産 局 長

第1 対象者

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙第1の1の農業者団体等は、以下に掲げるとおりとする。

1 農業者の組織する団体

農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）は、組織の規約及び代表者を定め、かつ、組織としての口座を開設している、複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織とする。

2 農業者

単独で環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）の支援の対象となる農業者（農業法人を含む。以下同じ。）は、次に掲げる者であって、市町村が特に認める者とする。

- （1）要綱別紙第1の4の農業生産活動（以下「対象活動」という。）の実施面積が、自身の耕作する農業集落（農林業センサスに定める農業集落をいう。以下同じ。）の耕地面積の概ね1／2以上又は全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1／2以上となる者。

ただし、要綱別紙第1の4に掲げる化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）又は有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組を行う作物（以下「主作物」という。）が土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいう。）以外の作物の場合は、その実施面積が農業集落の耕地面積の2割以上又は全国の農業集落の平均耕地面積の2割以上となる者。

- （2）要綱別紙第1の2の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（以下「推進活動」という。）を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施し、かつ、将来的に農業者団体を組織することを目標とする者。

ただし、市町村内に連携可能な農業者が不在の場合、又は、市町村内に対象活動を実施する農業者が複数いるものの現時点では団体を形成することが困難な場合は、市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動を実施し、かつ、将来的に農業者団体を組織するこ

- とを目標とする者に限り対象とすることができるものとする。
(3) 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く。）。

第2 支援の対象となる農業者の要件

- 1 農業者団体の構成員又は第1の2の農業者において、交付金の支援対象となる農業者（以下「支援対象農業者」という。）の要件は次のとおりとする。

- (1) 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること。
(2) 主作物について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、当該計画について都道府県知事の認定を受けていること。

ただし、第1の2の(3)の法人について、対象活動を実施する全ての農業者が都道府県知事の認定のを受けている場合は、当該要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

- (3) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）1の(2)の農業環境規範（以下「農業環境規範」という。）に基づく点検を実施していること。

2 1の(2)に関する特例措置

- (1) 主作物について、農業者団体のうち共同販売経理（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の(1)の①のイの(イ)に掲げる共同販売に係る経理をいう。以下同じ。）を実施している集落営農が対象活動に取り組む場合、土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てが組み合わされた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」（様式第1号。以下「導入計画」という。）が作成され、これに基づく取組が行われていれば、1の(2)の要件を満たすものとして取り扱うものとする。

なお、共同販売経理を実施している集落営農が法人格を取得した場合にあつては、当該法人においても特例措置を継続することができるものとする。

- (2) 市町村は、以下に該当する場合において、導入計画が作成され、これに基づく取組が行われていれば、1の(2)の要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

ア 持続農業法第3条第1項に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）が定められていない主作物において、対象活動に取り組む場合。

イ 要綱別紙第1の4の(3)の有機農業の取組を行う場合。

ウ 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。）に基づく都道府県の特別栽培農産物認証又は都道府県知事が表示ガイドラインに準じた認証として特に認める認証（以下「特別栽培農産物等」という。）を受けている場合。

- (3) (1)に定める土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術については、導入指針に定められた技術を用いるものとする（ただし、(2)のイの有機農業の取組の場合は、導入指針に定められた技術に加え、都道府県が定めた技術を使用することができるものとし、都道府県知事は当該技術を定めた場合には、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。) に対して、様式第2号により届出を行うとともに、その内容を速やかに公表するものとする。)。また、(2) のアの導入指針が定められていない作物の場合は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条第1項から第3項に掲げる技術（以下「省令技術」という。）を用いるものとする。

- (4) (2) のアの特例措置を利用した都道府県は、原則として1年以内に、特例の対象とした作物について導入指針を定めるものとし、導入計画の提出を受けた市町村長は、都道府県知事又は都道府県知事の委託を受けた者（以下「都道府県知事等」という。）に事業計画及び営農活動計画書の写しと併せて、導入計画を送付するものとする。

また、都道府県知事等は、導入計画の内容について、必要があれば速やかに市町村長に対し、修正等の指示を行うものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のウにより表示ガイドラインに準じた認証として特に認める場合は、様式第3号により、当該年度の6月末までに地方農政局長等に届出を行うとともに、速やかに農業者に周知するものとする。

第3 事業要件

要綱別紙第1の2の事業要件については、次に掲げる1の(1)から4の(2)に掲げる活動のうちいずれか一つ以上を実施するものとする。

- 1 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - (1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式に関する検討会の開催
 - (2) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - (3) 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - (4) 先駆的農業者等による技術指導
 - (5) 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- 2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - (1) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - (2) 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
 - (3) 先進的取組の展示効果を高めるための標示
- 3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動により生産された農産物の販売促進に関する活動
 - (1) 農産物の販路拡大等に向けた流通・販売業者や消費者等との意見交換会の開催や商談会への出展
 - (2) 農業者団体等における商品開発や共同ブランド・マークを活用した販売
 - (3) 農業者団体等の構成員の連携による直売
- 4 その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動
 - (1) 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
 - (2) その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

第4 対象活動

1 対象活動について農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件は次に定めるとおりとする。

（1）カバー・クロップ

要綱別紙第1の4の（1）の取組のうちカバー・クロップ（緑肥の作付け）は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

ア 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること

イ 適正な栽培管理（栽培期間については、春夏播きの場合は、概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上とする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で本栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができるものとする。）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること

（2）炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用

要綱別紙第1の4の（2）の取組のうち炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組であって、以下のすべてを満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

ア C/N比10以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）であって腐熟したものを使用すること

イ 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。ただし、稲わら堆肥以外の堆肥については、10アール当たりの施用量の下限値を0.5トンとし、水稻については0.5トンから1.0トンまでの間、水稻以外については0.5トンから1.5トンまでの間で、都道府県の栽培指針や施用基準等に応じて、堆肥の種類、作物の品目ごとに施用量を一つ又は複数設定できるものとする。なお、当該堆肥施用量を設定した場合、都道府県知事は、以下の方法により、施用量に応じた10アール当たりの交付単価を設定し、当該年度の6月末日までに、様式第15号により地方農政局長等に届け出るものとし、届出があった場合、地方農政局長等は、生産局長に報告を行うものとする。

（ア）別の堆肥の施用量を設定する場合は、当該施用量にあわせて（イ）の方法により国の交付金の10アール当たりの交付単価を算出し、この場合の国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価は、国の交付金の10アール当たりの交付単価の倍額とするものとする。なお、この調整を行う場合、最も低い交付単価にあわせて交付単価を設定することができるものとする。

（イ）堆肥の10アール当たりの施用量を x トン（堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合 $0.5 \leq x \leq 1.0$ 、水稻以外の場合 $0.5 \leq x \leq 1.5$ ）とする場合、国の交付金の10アール当たりの交付単価は下表の計算式により計算（計算結果は100円未満を切り捨てるものとする。）する。

水稻（円/10アール）： $2,200 \times x \div 1.0$

水稻以外（円/10アール）： $2,200 \times x \div 1.5$

ウ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒

素成分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。なお、支援対象農業者は、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。

(3) 有機農業

ア 要綱別紙第1の4の(3)の有機農業の取組は、以下の全てを満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。

(ア) 導入指針に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること
(ただし、第2の2の(1)又は(2)の特例を利用する場合は、導入計画に基づく取組が行われていること)

(イ) 農産物の生産過程等(農産物の生産過程(農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のは場管理をいう。)において、有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。)別表1の肥料(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)以外の肥料及び別表2の農薬以外の農薬を使用していないこと。ただし、別表1に規定する「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「パークたい肥」及び「草木灰」については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用することができるものとする。また、化学肥料及び化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等を使用すれば有機農業の取組として取り扱うものとする。また、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。

(ウ) 組換えDNA技術を利用しないこと

イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、2の(1)の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県の概ね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。

(4) 地域特認取組

要綱別紙第1の4の(4)のその他都道府県知事が特に必要と認める取組

(以下「地域特認取組」という。)は、以下に掲げるすべての項目を満たすものとする。また、取組内容は別表1に掲げるとおりとし、申請手続については、別記1のとおりとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること

イ 地球温暖化防止、生物多様性保全等環境保全に高い効果が認められること

ウ 取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと

2 要綱別紙第1の4の取組のうち5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 慣行レベル

地域の慣行については、表示ガイドラインに基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定することとする(必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。)。また、都道府県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県の概ね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。

イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数(土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

(3) 化学肥料の使用の算定に当たっての留意事項

要綱別紙第1の4の(1)の取組を行う場合には、カバークロップに対し使用した化学肥料を、カバークロップの後作として生産される主作物の化学肥料の使用量に算入しないことができるものとする。

(4) 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア (2)にかかわらず、植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ 有機農産物規格別表2の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の

品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。

エ 要綱別紙第1の4の(1)の取組を行う場合には、カバークロップに対し使用した化学合成農薬を、カバークロップの後作として生産される主作物の化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

(5) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定については、別記2のとおりとする。

3 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村は、以下のすべてを満たす場合、1で定める支援の要件に、各地方公共団体が定める地域独自の要件を追加することができるものとし、地域独自の要件を設定しようとする都道府県又は市町村は、地方農政局長等に対して様式第6号により届出を行うものとする。

(1) 地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全の推進に資するものであること

(2) 事業の趣旨・目的との整合が図られており、かつ、事業の効果を損なわないものであること

第5 複数取組

1 支援対象農業者が同一ほ場において一年間に複数回対象活動を行う場合の交付対象面積は、二作分の作付面積までとする。

2 都道府県は、対象活動について、別記7に定めるところにより、二取組まで複数取組の組み合わせを設定することができるものとする。

第6 交付単価

1 要綱別紙第1の5の表中の有機農業の取組の①及び②の欄の生産局長が別に定める作物は、そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物とする。なお、都道府県は、以下の全てを満たす場合、飼料作物のうち飼料用米、飼料用稲(WCS用稲を除く。以下同じ。)及びWCS用稲については、別に定める作物から除外することができるものとし、除外しようとする都道府県知事は、当該年度の6月末日までに、様式第16号により、地方農政局長等に対し協議するものとする。

(1) 都道府県の栽培指針等から、地域における飼料用米、飼料用稲又はWCS用稲の栽培方法が食用水稻と同等であると認められること

(2) 当該地域において飼料用米、飼料用稲又はWCS用稲の有機農業に取り組んだ場合、通常の営農管理に比べて10アール当たり8,000円以上の追加的な経費を要すること

2 地方農政局長等は、1により協議のあったことについて、その内容が適切であると認められる場合には、都道府県知事に通知するとともに、生産局長に報告を行う。

第7 交付額

1 国からの交付金の交付に関する基本的考え方

国からの交付金は、地方公共団体が国が交付する交付金と同額の支援を行う対象活動に対して交付するものとする。

2 地方公共団体からの交付金の交付に関する基本的考え方

国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金は、対象活動が行われている農地が所在する市町村が交付を行うものとする。

3 国の交付金の交付額の算定

(1) 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の交付申請額（申請者の作成する事業計画における対象活動の取組面積（以下「申請面積」という。）に相当する国の交付金の交付額をいう。以下同じ。）の全国の総額が交付金の予算額（以下「国の交付上限額」という。）を下回る場合、各申請者の交付金に係る国の交付金の交付額は、要綱別紙第1の5に定める国の交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。

ただし、地方公共団体が交付する交付金の交付額が、要綱別紙第1の5に定める国の交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額を下回る場合、国は地方公共団体が交付する交付金の交付額と同額を交付するものとする。

(2) 申請者の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、別記3に定めるところにより申請者への国の交付金の交付額の調整を行うものとする。

4 交付金の交付年度

国からの交付金は、対象活動が終了した年度に交付を行うものとする。ただし、交付申請を行う年度の前年度に地方農政局長等が承認を行った地域特認取組については、交付申請を行う年度に対象活動が全て終了する取組であっても、5割低減の取組又は5割低減の取組と組み合わせて行う取組のいずれかの取組が交付申請を行う年度の前年度中に終了しているものについては、交付金に係る支援の対象としないものとする。

5 農地の面積の測定

交付金の算定の対象となる農地の面積は本地面積とし、畦畔、法面を含まないものとする。また、その測定は、別記4に定めるところとする。

第8 交付金の活用方法

1 農業者団体等は、交付金について、支援対象農業者への配分のほか、農業者団体等として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の団体事務経費に充当することができるものとする。

2 農業者団体にあつては、交付金の活用方法について、団体の規約に定めなければならない。

第9 事務手続

1 事業計画の提出

(1) 申請者は、共通様式第1号に、要綱別紙第2の1に定める対象活動の実施等に関する計画を記載した「事業計画」（共通様式第2号）、営農活動計画書（共通様式3号）及び次に掲げる書類を添付し、6月末日までに、対象活動を実施しようとする農地が所在する市町村長に提出するものとする。

なお、事業計画の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提

出するものとする。

ア 農業者団体にあつては、団体の運営等に係る規約。

イ 第2の2の(1)又は(2)の特例措置を受けようとする申請者にあつては、導入計画

(2) 申請者は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第1号（多面的機能支払交付金）、第2号（中山間地域等直接支払交付金）及び第4号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、それらの事業と併せて事業計画を提出することができる。

(3) 生産局長は、地域の実情等を踏まえ、事業計画の提出を6月末日までに行うことが困難であると認める場合については、生産局長が別に定める期日まで、(1)の事業計画の提出期日を延長することができるものとする。

(4) 事業計画は、取組が行われる農地が所在する市町村毎に提出するものとする。

(5) 国は、交付金の円滑適正な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、(1)の書類の提出を求めることができるものとする。

2 事業計画の認定

市町村長は、審査の上、妥当であると認められるときは、事業の認定を行い、共通様式第4号により申請者に通知をするものとする。

3 事業計画の変更

(1) 申請者は、要綱別紙第2の1の(4)のAからカに定める重要な内容の変更が生じたときは、変更があった年度の翌年度の事業計画の申請期限までに、共通様式第5号に変更後の事業計画書を添え、市町村長に申請を行うものとし、事業計画の変更の認定は、2に準じて行うものとする。

(2) 要綱別紙第2の1の(4)のAからカ以外の軽微な変更が生じたときは、様式第7号により変更があった年度の翌年度の交付申請までに市町村長に届出を行うものとする。

4 実施状況の報告

(1) 申請者は、毎年度、対象活動及び推進活動の取組終了後1箇月を経過した日又は1月末日のいずれか早い期日までに、様式第8号に、支援対象農業者の生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に即して対象活動を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録を添付し、市町村長に対し、実施状況の報告を行うものとする。ただし、年度末に当該年度の対象活動が終了する場合には、申請者は、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録により実施状況の報告を行うことができるものとする。

(2) 国は、交付金の円滑適正な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、(1)の報告を求めることができるものとする。

5 実施状況の確認

(1) 要綱別紙第2の3の市町村長による対象活動の実施状況の確認は、別記5のとおりとする。

(2) 市町村長は、必要に応じて、技術的な観点に基づく実施状況の確認を都道府県知事に要請することができる。都道府県知事は、実施状況についての確

認を行った場合、市町村長に確認結果を通知するものとする。

- (3) 市町村長は、(2) の都道府県知事からの確認結果を踏まえ、審査の上、様式第9号により申請者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、申請者に確認結果を通知するものとする。

6 実施状況の取りまとめ

- (1) 市町村長は、5の確認結果を踏まえ、実施面積及び国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち市町村負担分の交付見込額を各申請者ごとに取りまとめ、様式第10号により、原則として申請者が交付金の交付を受けようとする年度の2月15日までに都道府県知事に対し報告を行うものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1) の結果を取りまとめ、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち都道府県負担分及び市町村負担分の交付見込額を併せ、様式第11号により、2月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

7 抽出検査の実施

- (1) 都道府県は、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局と連携し、毎年度、申請者の中から抽出し、必要に応じて現地に赴き、証拠書類等について検査を行う。

- (2) 都道府県知事は、2月15日までに(1) の抽出検査の結果を市町村長に通知するものとする。

第10 証拠書類の保管

- 1 申請者は、以下に掲げる書類を作成又は支援対象農業者から収集し、保管しなければならない。

(1) 取組共通の書類

ア 交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積等が確認できる書類等

イ 推進活動の実施内容等がわかる書類等

ウ 主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し。ただし、当該主作物について、取組面積が10アール以上の場合には省略することができるものとする。

エ 農業環境規範に基づく点検の実施結果を記載した点検シート。

オ 特別栽培農産物等の認証を受けた者にあつては、その認定書の写し。

(2) 要綱別紙第1の4の(1)の取組を実施した場合に必要な書類

ア カバークロップの種子の購入量を証明する購入伝票等の写し。

イ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し。

(3) 要綱別紙第1の4の(2)の取組を実施した場合に必要な書類

ア 堆肥の購入伝票等の写し(無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容のわかる書類等に、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることができる。)

イ 堆肥の成分証明書等の写し。

ウ 施肥管理計画(作成した場合)及び土壌診断結果書類。

(4) 要綱別紙第1の4の(3)の取組を実施した場合に必要な書類

ア 有機農産物規格別表1の肥料又は別表2の農薬を農産物の生産過程等に使用した場合にあつては、使用した資材について、本規格別表1又は別表

2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等（肥料又は肥料原料として、「植物及びその残さ由来の資材」、「発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材」、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「発酵した食品廃棄物由来の資材」、「パーク堆肥」、「グアノ」、「乾燥藻及びその粉末」、「草木灰」を使用した場合には、その原材料の内容を証明する書類等）

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第16条の登録認定機関による有機農産物の生産行程管理者として認定された者にあつては、その認定書の写し。

（5）地域特認取組を実施した場合は、都道府県が必要と認める書類。

2 申請者は、都道府県又は市町村から1の書類又はその他交付金の申請の基礎となる書類の提出を求められたときは、必要書類を速やかに提出しなければならない。

第11 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては別記6のとおりとする。

第12 証拠書類等の保存期間

1 市町村及び都道府県は、交付金の交付に関する証拠書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 交付金の交付を受けた者（以下「交付金受領者」という。）は、交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付金の交付申請の基礎となった書類を、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第13 交付金の返還

1 交付金の返還

要綱別紙第2の5の生産局長が定める基準は次に掲げるとおりとする。

（1）第4の対象活動の要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めるものとする。

（2）面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を命ずるとともに、翌年度以降の制度への参加を制限する等の措置を講じることができる。

2 返還の手続

（1）市町村長は、交付金受領者が交付金を返還する必要がある場合には、当該交付金受領者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるものとする。

（2）（1）により交付金の返還があった場合は、市町村長は当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

第14 実施結果の報告

- 1 交付金受領者は、毎年度、営農活動実績報告書（共通様式第6号又は様式第12号）により、翌年度の4月末日までに事業の終了を市町村長に報告するものとする。ただし、第9の4の（1）のただし書きにより実施状況報告を見込みで報告した者は、取組内容を確認できる生産記録を添付するものとする。
- 2 市町村長は、毎年度、1の実施結果及び交付金の交付実績をとりまとめ、共通様式第7号又は様式第10号により、翌年度の5月15日までに都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の結果を取りまとめ、共通様式第8号又は様式第11号により、翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 国は、交付金の円滑適正な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、1の報告を求めることができるものとする。

第15 第三者機関

要綱第5の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合であっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第16 事業の評価

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長等を経由して生産局長に報告することとする。
- 3 生産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。

附 則 （平成23年4月1日22生産第10954号）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2262号農村振興局長通知）の制定に伴い、旧要領は廃止する。ただし、旧要領に基づいて平成22年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 旧要領の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領の相当参考様式によって行われたものとみなす。

附 則 （平成23年4月28日23生産第800号）

- 1 この一部改正要領は、平成23年4月28日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （平成23年9月1日23生産第4304号）

- 1 この一部改正要領は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （平成24年4月6日23生産第6222号）

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度に交付申請する取組については、この一部改正要領の第1の4の（1）の規定にかかわらず、改正前の相当規定により行うことができるものとする。

附 則 （平成25年5月16日24生産第273号）

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年4月1日25生産第3418号）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成27年4月2日26生産第3317号）

- 1 この要領は、平成27年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき平成26年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管については、なお従前の例による。

- 3 要綱附則2に基づき平成26年度に事業を実施した者が改正前の要綱第2の1の取組を現に実施している場合にあっては、平成27年度に限り、改正前の要領参考様式第6-1号又は6-2号に定める「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」を、この要領共通様式第3号に定める「営農活動計画書」とみなすものとする。
- 4 平成26年度までに改正前の要領別記1に基づき地方農政局長等の承認を得た地域特認取組の具体的内容については、変更の申請又は届出が提出されない限り、この要領別記1に基づき地方農政局長等の承認を得たものとみなす。ただし、都道府県は、その内容のうち市町村による実施確認内容、保管する証拠書類、可能となる複数取組の設定について、様式第22号により、速やかに地方農政局長等に届出を行うこととする。

附 則（平成28年4月1日27生産第2766号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。